「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」【概要版】

H30.9.14

**本方針策定の趣旨**

　　部活動は、各学校の教育課程での取組みとあいまって、学校教育がめざす生きる力の育成、豊かな学校生活を実現させる役割を果たしている。

しかしながら、部活動における過度な練習等は、生徒の心身のバランスのとれた発達を妨げたり、教員の長時間勤務の要因の１つになっている。こうしたことから、スポーツ庁のガイドラインに則り、部活動の適切な取組みについて、本方針を策定する。

**本方針の主なポイント**

　・中学校及び高等学校段階の部活動を対象とする。

・校長（准校長を含む）は、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。

・部顧問は、年間及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。

　・校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

・休養日及び活動時間

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 休養日 | 活動時間 |
| 府立中学校支援学校中学部 | 週当たり２日以上（平日1日、週末1日以上） | 平日：2時間程度学校の休業日：3時間程度 |
| 府立高等学校支援学校高等部 | ・週当たり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、週１日以上のノークラブデーを含め、年間104日以上・週末の休養日は原則として月当たり２日以上 | 平日：2時間程度学校の休業日：４時間程度 |

(学校の休業日：長期休業期間、学期中の週末等）

**今後の予定**

・府立学校における本方針の運用は、平成31年4月1日から（学校は平成31年２月末までに方針公表）

**※文化部の取り扱い**

　　　文化部活動については、文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を策定するまで、当面、文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いをするものとする。

**「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁H30.3.19公表）**

・都道府県は、ガイドラインに則り、「運動部活動の在り方に関する方針」を策定する。

・市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、ガイドラインに則り、都道府県の「方針」を参考に、「方針」を策定する。

・校長は、学校の設置者の「方針」に則り、毎年度、「学校の方針」を策定する。

２－２